

労働安全衛生規則が一部改正されました!!



近年、過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となるなど、産業保健を取り巻く状況が変化してきていることに対応して、産業医制度の充実を図ること等を目的として、労働安全衛生規則の一部が改正されました。

《改正の概要》（平成 29 年厚生労働省令第 29 号）（平成 29 年 6 月 1 日施行）

① 産業医に対する長時間労働者に関する情報の提供

（安衛則※第 52 条の 2 第 3 項関係）

「休憩時間を除き 1 週間あたり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」を産業医に提供しなければならなくなりました。

② 健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要とする情報の提供

（安衛則第 51 条の 2 第 3 項関係）

健康診断結果に関する意見を述べる医師又は歯科医師が、当該労働者の業務に関する情報（労働時間・業務内容等）を求めた場合は、当該情報を提供しなければならなくなりました。

③ 特殊健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要とする情報の提供

（有機溶剤中毒予防規則等関係）

特殊健康診断結果に関する意見を述べる医師又は歯科医師が、当該労働者の業務に関する情報（労働時間・業務内容等）を求めた場合は、当該情報を提供しなければなりません。



④産業医の定期巡視の頻度

(安衛則第15条第1項関係)

毎月1回以上、**一定の情報**が事業者から**産業医に提供される場合は**、産業医の**作業場等の巡視の頻度**を少なくとも**2月に1回**とすることができるようになりました。

【一定の情報とは】

「休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」

「衛生管理者が週1回以上実施する作業場等の巡視結果（衛生管理者の氏名・巡視の日時・巡視した場所・設備、作業方法又は衛生状態の有害性の有無及びそれに対する措置内容）の情報」

【巡視の頻度を2月に1回とする場合の手順等】

- 1 産業医が衛生委員会又は安全衛生委員会に対して、「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度変更をする期間」の意見を述べる。
- 2 衛生委員会又は安全衛生委員会において、「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度変更をする期間」の審議等を行う。
- 3 事業者が、衛生委員会又は安全衛生委員会の「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度変更をする期間」に関する審議結果を受けて、変更に同意し、毎月1回以上、一定の情報を産業医に提供する。



《省令改正の背景》

「産業医制度の在り方に関する検討会」の報告書（平成28年12月26日公表）

【報告書の概要】

1 産業医に必要な情報取得のあり方について

近年は、事業場における労働者の健康確保対策として、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策等も重要となっており、また、嘱託産業医を中心により効率的かつ効果的な職務の実施が求められている中、これらの対策に関して必要な措置を講じるための情報収集の手段として、職場巡視とそれ以外の手段を組み合わせることも有効と考えられる。

2 健康診断及び事後措置について

義務とされている、健康診断の異常所見者の就業上の措置に関する医師等からの意見聴取を確実かつ効果的に実施するためには、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年11月30日付け健康診断結果措置指針公示第8号）等で示している、

- ・事業者が、意見聴取を行う医師又は歯科医師に対して、異常所見であった労働者の業務の状況（作業環境、労働時間、作業態様等）の情報を提供すること

などが必要であり、当該医師等から情報提供が求められたときは、事業者は当該情報を提供することを義務付けることが必要。

※省令 = 労働安全衛生規則（安衛則）

有機溶剤中毒予防規則

鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）

四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）

高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）

電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）

お問合せは、大阪労働局
健康課、または、お近くの
労働基準監督署へ

大阪労働局 健康課
06-6949-6500



※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

産業医制度 省令改正 3月29日 検索

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（基発0523第1号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000125909.pdf>

- ・職場における労働衛生対策（健康管理対策＞産業医について）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html